

中津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 撤回請求書を提出しました

令和7年第1回中津川市議会（定例会）に提出した議案（議第15号 中津川市職員の給与に関する条例の一部改正について）の撤回請求を本日、議長に提出しました。

■議案撤回請求書提出日

令和7年3月6日（提出済み）

■提出済み議案（中津川市職員の給与に関する条例の一部改正について）の概要

人事院勧告に基づき、職員等の各種手当等を改定するため、改正する。

- ・令和6年人事院勧告において、各種手当等を見直す勧告がなされたため、改正する。
- ・改正の主な内容
 - ①扶養手当の見直し
配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる。
 - ②管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大
 - ③通勤手当の引上げ
通勤手当の支給限度額を15万円／月に引上げる。
 - ④単身赴任手当の支給要件拡大
単身赴任手当を採用時から支給可能とする。
 - ⑤再任用職員への手当支給の拡大
再任用職員に対し、新たに住居手当を支給する。
- ・施行期日 令和7年4月1日

■議案撤回理由

人事院勧告に基づき改正を行う予定の中津川市職員の給与に関する条例について、準則で示された別表の追加が必要となつたため。

■中津川市職員の給与に関する条例 所管課

市長公室人事課 電話：0573-66-1111（内線341）

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：内木
電話：0573-66-1111（内線441）